

2025年1月19日（日）

本庄軽 ONE 耐久2025エキシビジョン

N-N クラス / 学耐クラス

## 車両規則

本庄サーキット事務局

**車両規定を遵守した車両でご参加ください。**

1) 車両

1. 一般的に市販されている自然吸気（NA）エンジン搭載の軽自動車を使用する事。
2. 駆動方式は自由とする。
3. エンジンや排気管からの白煙並びに油脂類等の液体漏れが無い事

2) エンジン・ECU・吸排気系統・燃料装置

1. 同一車種以外のエンジンは載せ換え不可。
2. エンジン及びECUは、当該車両純正の物もしくは同一車種純正の物を純正状態のまま使用する事。  
(加工、追加基盤、書き換え等一切禁止)
3. マフラー及び排気系等の全ては当該車両の純正もしくはその同等品を使用する事。
4. エンジンオイルクーラーの取付け不可。(当該車両が純正で装備している物は除く)
5. 燃料タンク及び燃料ポンプは、当該車両純正の物を一切の加工をせずに使用する事。
6. 燃料噴射装置及び燃料気化器（キャブレター）の変更不可。
7. インテークマニホールド及びスロットルバルブの変更不可。

3) 駆動系

1. L. S. D（リミテッド・スリップ・デファレンシャル）は、いかなる形式であっても装着禁止。
2. トランスミッションは、当該車両純正の物を一切の加工・内部部品の変更をせずに使用する事。
3. クラッチ及びフライホイールは当該車両純正の物もしくはその同等品を一切の加工をせずに使用する事。
4. AT車及びCVT車は、ATFクーラー、並びにCVTFクーラーの取付け可。
5. MT車のトランスミッションオイルクーラーの取付不可。

4) ボディ・フレーム・ウインドウ（窓）・外装部品

1. ボディ、フレーム、モノコックの加工は一切禁止。(ロールケージ装着に伴う小加工のみ可)
2. バンパー並びにグリル等、外装部品の取外し不可。
3. エアロパーツの取付不可。(メーカーでオプション設定されている物や、同一車種の他グレードの物は可)
4. ウインドウガラスは全ての箇所当該車両純正品もしくはその同等品を使用する事。
5. 前後フェンダーは純正品を使用する事。
6. インナーフェンダーの取外し可。
7. 全てのドア及びトランクリッド及びハッチは正常に開閉できる事。

5) 内装部品・その他装備品

1. スペアタイヤ、車載工具類、固定されていないフロアマット、書類、その他アクセサリ等振動やクラッシュ等で飛散しやすいものは取外す事。
2. 運転席はフルバケットシート、もしくはセミバケットシートを確実な取付方法で使用する事。  
(車検員が著しく強度が無いと判断する物は不可)
3. ドライバーの使用するシートベルトは、4点式以上の物を確実な取付方法で使用する事。  
可能な限りアイボルト等のシートベルト取付用金具を使用し、純正シートベルト取付穴を使用しないで取り付ける場合はストレスプレートを使用し確実に取り付ける事。

4. ステアリングホイールの変更可。(車検員が著しく強度が無いと判断する物は不可)
5. シフトノブの変更可。(車検員が運転に支障があると判断したものは不可)
6. 6点式以上のロールケージ装着をドライバーの安全確保のため強く推奨します。
7. 屋根(ルーフ)等、ドライバー上部が開閉や脱着できる車両(オープントップ及びタルガトップ等)は4点式以上のロールケージを取付ける事。
8. ロールケージを装着する場合はストレスプレート(当て板)を使用し、ボルト&ナットで確実にフロアパネル等へ取り付ける事。**※溶接を伴う加工は禁止とする。**
9. ロールケージの素材は、無加工で追加装着したバーを除きスチール製とクロムモリブデン鋼製に限定する。
10. ロールケージを装着する場合、ドライバー保護のため、ドライバーの頭部が接触する恐れのある部位をロールバーパッドで覆う事。
11. 消火器をドライバーが運転席に座った状態で手が届く範囲に確実に取付ける事。  
**消火器の容量は最低 600g とし 1kg 以上を推奨とします。**
12. 追加の計器類(メーター等)の取付け可。
13. ダッシュボードの取外し及び加工は不可。(ロールケージ取付に伴う小加工は可)
14. 室内に送風用ダクトを設置する場合は確実に取付ける事。

#### 6) タイヤ・ホイール

1. ホイールの変更可。
2. タイヤの変更可。(Sタイヤ及びスリックタイヤ及び競技専用タイヤの使用不可)
3. タイヤ並びにホイールの変更時は、タイヤ並びにホイールがフェンダーからハミ出さない事。

#### 7) サスペンション(懸架装置)

1. スプリングの変更可。
2. ショックアブソーバの変更可。
3. アッパーマウントの変更可。
4. ラテラルロッドの変更可。
5. サスペンション(懸架装置)のブッシュの変更可。
6. 上記以外のサスペンション(懸架装置)の変更不可。
7. サスペンション(懸架装置)の規定範囲内での変更は認めるが、車検員が著しく強度が無いと判断した物は不可。

#### 8) ブレーキ

1. ブレーキキャリパーは、無加工でボルトオン取り付けのできるキャリパーに限り流用可。  
**※流用する車種の純正及び純正相当品に限る。**
2. ブレーキディスクローターは、無加工でボルトオン取り付けのできるローターに限り流用可。  
**※流用する車種の純正及び純正相当品に限る。**
3. ブレーキドラムは、当該車両純正もしくはその同等品を使用する事。
4. ブレーキパッド及びブレーキシュー(ライニング)の変更可。(走行前の新品装着を強く推奨)

#### 9) 灯火類

1. ヘッドランプ及びテールランプは、当該車両純正もしくはその同等品を無加工で使用する事。

2. フォグランブ及びデイタイムランブ、並びに車両装着の作業灯を除く全ての灯火は正常に作動する事。
3. フォグランブ及びデイタイムランブ、並びに車両装着の作業灯の取り外し可。
4. 全ての灯火類は破損時の脱落や飛散を防ぐためテーピングをする事。(テーピングはレンズを跨ぎ、レンズ外側のボディパネルまで伸ばす事)

#### 10) その他

1. フロントウインドウのワイパーは正常に動作する事。
2. 牽引フックを前後に装備(純正牽引フックも可)し、外部から容易に分かるように目立つ色の矢印マークで位置をマーキングする事。(牽引フックをペイント等で外部から目立つようにする事を推奨します)
3. バッテリーの変更可。(金具で確実に固定する事)
4. ブレーキ及びクラッチのリザーブタンク並びにバッテリーの+ターミナルは確実にテーピングする事。
5. 油脂類(冷却水、オイルレベルゲージ含む)の漏れ防止対策を行う事。
6. ウインドウネットを使用する場合は既製品を使用し、確実に取付ける事。**※ドアパイザーとの同時装着は不可とする。**  
(窓ガラスのサイズに対して小さすぎる物の使用は不可)
7. レース中のクラッシュによりバンパーなどの外装パーツや灯火類が破損や外れた場合、車両の修復が完了するまで再出走は認めない。  
灯火類は最低でもヘッドライトは片側、テールランプは両側が車両に付いていなければならない。

#### (N-Nクラス追加車両規定)

##### 1) 車両

1. 規定範囲内での改修及び改造部位以外は可能な限り純正状態を維持する事。
2. ホンダ・ビート及びホンダ・トゥデイ(MTREC車に限る)はN-N Bクラスとする。

##### 2) エンジン・ECU・吸排気系統・燃料装置

1. 純正エアクリーナーボックス内に無加工で取り付け可能な物に限りエアクリーナーエレメントの変更可。
2. エアクリーナーエレメント以外の吸気系統の変更及び加工並びに取外し不可。

##### 3) ボディ・フレーム・ウインドウ(窓)・外装部品

1. 全てのドア及びトランクリッド及びハッチ、並びにボンネットの加工不可。(防音材の取外し除く)
2. バンパーを含む全ての外装の変更、並びに穴あけや切断等の加工は全て不可。
3. 前後フェンダーの加工、並びに取付位置の変更不可。

##### 4) 内装部品・その他装備品

1. 共通規定で認められている物以外の内装品(内装トリム、並びに座席等)の取外し及び変更、並びに加工は不可。(ロールケージ装着に伴う小加工のみ可)
2. ロールケージを装着する場合は定員乗車タイプを装着する事。(内装品を取り外さずに、最小限の加工で取付できる物は特例的に可)
3. オーディオの装備は必須とし、動作する事。(当該車両の純正状態で装備されてない場合も含む)
4. エアコン(ヒーター含む)が正常に動作する事。

5. バッテリーの移設不可。
6. 助手席はフルバケットシート及びセミバケットシートへの変更可。(確実な取付とし、車検員が著しく強度が無いと判断する物は不可)

**(学耐クラス追加車両規定)**

1) エンジン・ECU・吸排気系統・燃料装置

1. スロットル～エアクリーナーボックス間（スロットルは除く）の変更可。

2) ボディ・フレーム・ウインドウ（窓）・外装部品

1. ボンネット及びトランクリッド及びリヤハッチに限り、FRP及びCFRP（カーボン）製の物への変更可。(車検員が強度が無いと判断したものは不可。また、ボンネットピンもしくはボンネットフックの各2カ所以上の装着を必須とする。)
2. ボンネットの加工不可。(材質変更時におけるボンネットピン等の取り付け加工及び装着に伴う小加工、並びに防音材の取外し除く)
3. ボンネットピン及びボンネットフック等のファスナーを装着する場合は、外部より容易に開閉できる物とし、目立つ色の矢印マークで位置をマーキングする事。
4. 前後バンパーに限りダクト取り付け等の限定的な加工のみ可。(小加工と認められない範囲での切断等、当該車両純正状態から加工により著しく外観が変更されている物は不可)
5. 前後フェンダーの取外し及び変更、並びに取付位置の変更不可。
6. 前後フェンダーの加工は爪折加工及び叩き出し加工に限り可。
7. 運転席及び助手席ドア以外のドア及びトランクリッド及びハッチのパネルの加工可。(ただし、インパクトビームの取外し等、車検員が著しく強度が低下していると判断した場合は乗員の安全確保のため不可)

3) 内装部品・その他装備品

1. 運転席及び助手席ドアの内装トリムの加工及び取外し不可。(ロールケージ装着に伴う小加工のみ可)
2. 運転席及び助手席ドア以外のドア及びトランクリッド及びハッチの内装トリム(防音材等含む)の加工及び取外し可。
3. カーペット及び内装トリム(共通規定及び当項目(1)(2)で規定されていない部位)の取外し、並びに加工可。
4. バッテリーを車内へ移設する場合、ボルト&ナットで確実に固定された金属製の堅牢な箱状のカバー内に、金属製の留め具を使用して確実に取り付ける事。
5. 運転席以外の座席の取外し可。